

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年11月26日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第12号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年9月14日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成30年9月14日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 1,415,045円
- 2 損害賠償の相手方 兵庫県篠山市在住 26歳女性
- 3 事故の概要
平成30年6月5日午後2時5分頃、亀岡市古世町西向林地内において、市車両が信号で停止していた相手方車両に追突し、車両が損傷し、相手方が負傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 1, 415, 045 円
- 2 損害賠償の相手方 兵庫県篠山市在住 26歳女性
- 3 事故の概要

平成30年6月5日午後2時5分頃、亀岡市古世町西向林地内において、市車両が信号で停止していた相手方車両に追突し、車両が損傷し、相手方が負傷した。